

令和8年度PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業（質問及び回答）

令和8年7月7日～令和8年7月13日受付分

No.	質問内容	回答
1	図面「工事名：西条西警察署庁舎新築電気設備工事、名称：太陽光発電設備工事」において、中央部に「×」印が記載されている範囲について確認させてください。 当該範囲は、太陽光発電設備の設置対象外（設置不可）との理解でよろしいでしょうか。	当該範囲についても設置することは可能です。 ただし、企画提案時又は提案採用後において、事業者において耐荷重等を考慮し、構造計算上、建物に支障がない範囲であること等安全上の問題がないことについて確認をお願いします。
2	事業実施体制について、SPCをPPA事業者として活用する場合の提出書類について確認させてください。 SPCを活用する場合、「イ、共同企業体参加資格者誓約書（様式2）」および「ウ」から「キ」までの書類の提出が必要となるか、ご教示いただけますでしょうか。 なお、提出が必要となる場合、参加申請書提出時点で未提出の書類について、後日追加提出することは可能でしょうか。	参加申込時点で、共同企業体に含まれていないSPCをPPA事業者として活用する場合は、協定締結後に、別途協議のうえSPCへの事業承継等の手続きをお願いします。そのため、企画提案時点において募集要項7(1)に定めるイ及びウからキまでの書類の提出は不要です。
3	松山東警察署の屋根について、現地調査時に屋根上への立入ができなかったため、確認に必要な情報を取得できておりません。 つきましては、代替となる情報（屋根仕様等が確認できる資料）をご提供いただくことは可能でしょうか。 もしくは、特記仕様書等の建築図面をご提供いただくことは可能でしょうか。 確認させていただきたい事項は以下のとおりです。 ・屋根状況 ・屋根勾配 ・差込深さ（横葺き屋根の場合） ・ハゼ幅 ・ハゼ高さ ・ハゼ間隔 ・障害物の有無	屋根仕様の詳細図等を追加でご提供します。
4	国の交付金における設備仕様について 仕様書5条において「公共建築工事標準仕様書等への準拠」が謳われていますが、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金における設備導入にあたり、いわゆる「JCスター仕様（あるいはそれに準ずる特定の環境省ガイドライン等）」の適用・考慮を事業者側に求める要件はございますでしょうか。	適用・考慮を事業者側に求める要件はございません。 令和8年度事業において、補助金の適用に影響しないことについても環境省に確認済みです。
5	構造調査等の結果に伴う設置不可判断時の費用精算について 選定後の詳細な構造調査の結果、一部の施設が「設置不可」と判断された場合、当該設置不可となった施設の調査等に要した費用は、仕様書2(3)オに基づき「他の設置可能となった施設への電気料金単価」へ内包し、回収させていただく形（あるいは全施設統一単価への案分）で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 案分方法については、別途協議のうえ決定します。

No.	質問内容	回答
6	蓄電池の設置施設および容量選択の自由度について 全9施設のうち、指定避難所かつ夜間需要の高い特定の施設にのみ限定してミニマムな容量の蓄電池を設置し、その他の施設については蓄電池を「設置しない（ゼロ）」とするハイブリッドな構成で提案することは可能でしょうか。これが全体の公募要件や補助金申請上の不備要件に該当しないか確認させてください。	蓄電池の設置については、施設毎に任意に選択可能です。一部施設には蓄電池を設置し、他の施設には蓄電池を設置しない提案も可能であり、全体の公募要件や補助金申請上の不備要件に該当することはありません。